

平成21年9月宮崎県定例県議会  
文教警察企業常任委員会会議録

平成21年10月19日

場 所 第3委員会室

平成21年10月19日（月曜日）

---

午後1時28分開会

---

会議に付託された議案等

- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
  - その他報告事項
    - ・教育事務所について
- 

出席委員（7人）

委員 長	横田 照 夫
副委員 長	松田 勝 則
委員	中村 幸 一
委員	丸山 裕次郎
委員	中野 一 則
委員	満行 潤 一
委員	新見 昌 安

欠席委員（1人）

委員	中野 廣 明
----	--------

委員外議員（なし）

---

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長	渡 辺 義 人
教 育 次 長 ( 総 括 )	米 原 隆 夫
教 育 次 長 (教育政策担当)	黒 木 正 彦
教 育 次 長 (教育振興担当)	二 見 俊 一
総 務 課 長	金 丸 政 保
政 策 企 画 監	吉 村 久美子
財 務 福 利 課 長	井 上 貴
学 校 政 策 課 長	児 玉 淳 郎
学 校 支 援 監	山 本 真 司

教 職 員 課 長	阿 南 信 夫
生 涯 学 習 課 長	興 梶 正 明
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	川 崎 重 雄

---

事務局職員出席者

政策調査課主幹	坂 元 修 一
議事課主査	花 畑 修 一

---

○横田委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてでありますがお手元に配付しました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時29分休憩

---

午後1時30分再開

○横田委員長 それでは、委員会を再開いたします。皆さん、こんにちは。土曜日のスポレク祭の開会式を見させていただきました。本当に素晴らしい企画で、感動して見させていただきました。また、新聞とかテレビ報道を見ますと、きのうきょうも、素晴らしい晴天のもとで、県民との交流を深めながら競技も行われているということですので、あしたの閉会までこれが続いて、感動を持ってそれぞれが郷里に帰っていただくといいなというふうに思っているところです。

それでは、本委員会への報告事項についての御説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○渡辺教育長 教育委員会でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、お礼を申し上げます。一昨日開催されました、ただいま横田委員長のほうから御案内がございました全国スポーツレクリエーション祭「スポレクみやぎ2009」に際しましては、委員の皆様方には御臨席をいただきましてまことにありがとうございます。この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

それでは説明に入らせていただきます。お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。本日説明いたします事項は、教育事務所についてであります。

教育事務所の再編につきましては、去る9月29日に開催されました常任委員会におきまして説明の機会をいただいたところでありますが、県議会に対する御報告の手續面におきまして、私ども配慮に欠ける点がありましたことをおわび申し上げます。本日は、常任委員会終了後に、県教育委員会委員との意見交換会が計画をされておりますが、その前に、教育事務所の業務や組織等につきまして、概略を説明させていただきたいと存じます。総務課長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○金丸総務課長 それでは、常任委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。教育事務所につきまして御説明を申し上げます。

まず、教育事務所の法的な位置づけについてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条第1項におきまして、都道府県教育委員会は、市町村に対し、市町村の教育に関する事務の適正な事務を図るため必要な指導、助言または援助を行うことができる旨、規定されているところでございます。

教育事務所は、当該条項に基づきまして、市

町村に対し必要な指導、助言、援助を行うことを主たる目的として設置されている機関でございます。本県におきましては、県教育庁組織規則で、教育事務所の設置、所掌事務、内部規則等が定められております。枠囲みが1ページに2つございますが、上のほうの枠囲みが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定でございます。都道府県教育委員会の市町村に対する指導、助言及び援助の旨が規定されております。下のほうの枠囲みが、県教育庁組織規則でございます。第11条に、教育事務所の名称、所在地及び所管区域が規定されております。宮崎教育事務所以下7つの教育事務所が規定されております。

次のページをお開きいただきたいと思います。第12条に教育事務所の所掌事務が規定されております。12条(1)から(5)までございますが、(1)市町村教育委員会との連絡調整に関する事、(2)学校教育及び社会教育に関する事、(3)市町村立学校の職員の任免その他の人事に関する事、(4)教育行政相談に関する事、(5)その他所管区域内の教育に関する事、とされております。第13条に、教育事務所の内部組織といたしまして、総務課と教育推進課を置く旨が規定されております。

次に、教育事務所の業務内容についてでございます。今申し上げました教育庁組織規則第12条の(1)から(5)までの所掌事務に沿って整理をしております。

まず、市町村教育委員会との連絡調整に関する事でございますが、各種会議、これは管内で行います校長会とか教頭会とか教育長会、そういった会議の開催、行事への出席などがございます。

次に、学校教育及び社会教育に関する事

ありますが、学校教育に関する指導・助言業務といたしまして、学校訪問、教員に対する研修等を通じて行います授業力向上や生徒指導等の専門分野に関する指導・助言などがあります。また、社会教育に関する指導・助言業務といたしまして、市町村教育委員会や青年団等の社会教育団体を対象とした社会教育活動に関する指導・助言などがあります。

(3) は、市町村立学校職員の任免その他の人事に関することでありまして、職員の人事に関する情報収集、異動案の作成、服務に関する指導、職員の休暇等に伴う臨時的任用職員の任免などの業務がございます。

(4) は、市町村教育委員会からの相談への対応でございます。教職員の服務とか学校運営に関することなどさまざまな相談がございます。

(5) のその他所管区域内の教育に関することといたしまして、部活動やスポーツ少年団の指導者に対する指導・助言、市町村立学校職員の給与・旅費業務などがございます。

続きまして3ページをお願いいたします。

7つの教育事務所全体の職員数と業務内容につきまして記載しております。所長が7名、総務課長が7名、人事担当職員が各事務所1名ずつ7名、この職員は、教職員課との併任でございまして、主として市町村立学校職員の任免、人事に関する業務を行っております。事務職員が19名、これらの職員は主に給与、旅費、臨時的任用職員等の任免等の業務を行っております。教育推進課長が7名、指導主事が33名、指導主事は学校教育に関する専門的事項の指導・助言業務でございます。社会教育主事が9名、主として社会教育に関する指導・助言業務でございます。スポーツ振興主事が3名、合計で92名ということでございます。欄外にございますよう

に、教育推進課長7名は指導主事としての発令を受けておりますので、教育事務所の指導主事は合計で40名ということになります。

次のページをお願いします。

4でございますが、指導主事の法的な位置づけでございます。指導主事は、地教行法第19条の規定によりまして、都道府県及び市町村の教育委員会に置くこととされている職でございます。枠の中の第19条をごらんいただきますと、まず第1項で、都道府県教育委員会の事務局に指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置くこととされております。また、第2項で、市町村教育委員会の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置くこととされております。第3項は、指導主事の業務内容でありまして、指導主事は、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する業務に従事することとされております。また、第4項では、指導主事は、教育に関し識見を有し、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならないとされております。

5番の、指導主事の具体的業務内容でございます。

まず、(1)の学校訪問による指導・助言業務につきましては、訪問の約1カ月前に対象校との間で訪問時の具体的な日程の調整を開始いたしまして、訪問の約2週間前に対象校から提出されます計画書、この中には学校の教育的課題とか、各教員が作成いたしました授業の指導案が含まれておりますが、これらの内容を分析して、訪問する指導主事全員で対象校に対する指導内容を協議いたします。また、訪問当日は、午前中に授業の状況を視察し、午後に教員に対

して具体的な授業力向上のポイント等について指導・助言をいたします。

(2)の市町村教育委員会からの相談への対応業務といたしましては、学校の抱える事件・事故への対応、学校運営、学力向上、体力向上等の個別の相談に対する指導・助言などがございます。

(3)の教職員に対する研修業務につきましては、教育事務所は教育研修センターとの役割分担を行いながら、初任者研修、教職経験5年及び10年経過研修、臨時的任用職員に対する研修、少人数指導や指導力を高める授業研究会、へき地教育に関する研修などがございます。

(4)の学校教育の専門分野に関する調査研究業務といたしましては、国や県の行います学力調査に基づきます所管区域内の学力に関する分析などを行います。

(5)のその他の業務といたしましては、特別支援教育、小中連携・一貫教育、国際理解教育、小学校英語活動、環境教育、人権教育等に取り組む市町村教育委員会や学校への指導・助言などを行っているところでございます。

説明は以上でございます。

**○横田委員長** 執行部の説明が終了いたしました。報告のあった教育事務所の法的位置づけや業務内容に関することについて質疑をお受けしたいと思います。教育事務所の再編に関する内容については、後ほどの意見交換の場でお受けしたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、質疑のある方はどうぞ。

**○丸山委員** まず、1ページに書いてある「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」はいつ施行されて、変更があったのか、もしくは、あったならば、何年にどういう変更があったのか、このことに関してあればお伺いしたいと思います。

ております。

**○金丸総務課長** この法律が制定されましたのは、昭和31年でございます。その後、いろいろな改正経緯を経ておりますが、きょう御説明した中での規定で申しますと、4ページにございます第19条第2項に、市町村教育委員会に指導主事その他の職員を置くということが規定されておりますが、従前は市町村教育委員会に指導主事を置くという内容がございまして、平成18年に指導主事を置くという旨が規定されているところでございます。

**○丸山委員** 平成18年にこの第2項の規定ができたというのは、市町村合併が進んだからというのが主な理由と考えてよろしいでしょうか。

**○金丸総務課長** 一言で申しますと、地方分権の流れということでございます。これまで市町村の教育行政につきまして、都道府県が指導、助言、援助をするということに重きが置かれておりましたが、市町村立学校でございますので、本来みずからの市町村でもってそういう体制を整えることが適当であるというような考え方からこういう規定が設けられたということになっております。

**○丸山委員** 地方分権というのは、権限だけ移譲するのではなくて、財源もついてこないという意味がないというふうに思っているんですが、その辺の財源の移管といいますか、そういうのはあったのか。例えば、市町村から言うと、指導主事が欲しいけれども、財政が厳しいからということもよく聞くものですから、その財源の話もこの辺は議論がされているのか、ちょっとお伺いしたいと思っております。

**○金丸総務課長** この指導主事に関する財源の動きはございません。今現在どうしておるかといいますと、市町村みずからが指導主事を持つ

ている市町村もございます。全体的に言いますと、47名の指導主事が市町村に派遣されているところがございますが、これらの指導主事の財源、人件費につきましては、地方自治法の規定によりまして、派遣される派遣側の市町村でもって負担するということになっております。

○丸山委員 その47名、市町村が負担をするというのは、交付税の中のカウントされる職員の中に入るといふ形に考えてよろしいでしょうか。

○金丸総務課長 今、委員がおっしゃったようなことでの地方からの要求はございますが、\*現在のところ交付税の対象にはなっておりません。

○丸山委員 2ページ目と3ページ目に関する事柄なんですけれども、事務職員の業務内容についてなんですけれども、これに書いてあるのを見ますと、主として市町村立学校職員の給与とか、旅費の事務に当たると書いてあるんですが、イメージ的には市町村にも教育委員会がありますので、そちらのほうが事務的なこと、かなりこういうのはやられていたというふうに思っているんですが、やれないんでしょうか。市町村のほうにお願いできるとか、そのようにできないのか。特別に県が持たないといけない業務になっているのか、ちょっとわからないものですから、その辺をお伺いしたいと思います。

○金丸総務課長 基本的には市町村立学校職員の給与・旅費については、県費負担でございます。すなわち、県が負担をするということから、その事務についても県が行うというのが基本になっております。

○丸山委員 県というのはわかるのですが、教育事務所の職員がやらなくちゃいけないのか、もしくは、県の総務課なり教職員課がやれるぐらいの事務的な感じじゃないのかなと思っているものですから、その辺はどうなんでしょうか。

○金丸総務課長 業務量を数値的にお示しするというのはなかなか難しい面がございますが、ここに書いてありますように、例えば昇給の事務を言いますと、これは教育事務所だけでやっているわけではございませんで、本庁の教職員課のほうで最初に電算打ち出しをしまして、それを教育事務所を通じて各市町村教育委員会あるいは学校にそれを配付して、市町村教育委員会やら学校でもって、職員の勤務状況とか休暇の状況とか、そういった詳細についてチェックしまして、それを教育事務所に上げて、そういった内容を昇給の基準と照らし合わせながら昇給させることが適当かどうかのチェックを精査いたしまして、というような作業になります。旅費あたりにつきましても、学校事務職員がつくった旅行命令書を教育事務所に持ってきてチェックするというような作業でございます。先ほど御説明しましたように、7つの教育事務所で19人の職員がそういった作業に携わっておりますが、かなり忙しい業務を現在も行っているというふうに聞いております。

○丸山委員 何となく二重三重に同じようなことを、まず学校にいらっしゃる学校事務、市町村の教育委員会の事務の方、また今度は教育事務所の事務の方とそれだけ重なる。民間であればそこまでないような気がするものですから、あえて言わせていただきました。

最後、4ページの指導主事の具体的な業務内容ということについて、ここにアからウに書いてあるとおりになんですけれども、もう少しお伺いしたいのが、指導主事がどれぐらいの頻度で訪問されているのかということをお伺いしたいと思っております。前回の説明では、学校ですると2年に1回ぐらいを基本に訪問しているんですよ

※8ページに訂正発言あり

ということで、指導主事がどれぐらいの頻度で訪問しているか教えていただきたいと思います。

**○山本学校支援監** まず、学校訪問でございますけれども、原則として2年に一遍になっております。2年に1回の計画訪問を行っている市町村が17市町村、残りは毎年の計画訪問を行っております。また、2年に一遍のところもありますけれども、要請訪問でございます、例えば小学校で話をすれば、私たちの小学校は算数で授業研をするから来てほしいというような要請訪問をかけてくる学校もございますので、大ざっぱに言えば、毎年一回ぐらいは学校訪問に指導主事がほぼ行っているというふうに御理解いただくとありがたいと思います。

**○丸山委員** 年に何回指導主事が伺っているのか。学校側から見るとじゃなくて、指導主事がどれぐらい訪問されているのかということを中心にお伺いしたいのですけど。

**○山本学校支援監** 平均的なことでよろしいでしょうか。400校の学校の半分を平均3名で、計画訪問は1人では学校訪問しませんので、3名で訪問した場合、要請訪問が平均1人5回とした場合、1人当たり大体20回程度、20校程度の学校訪問をしているというふうなことが出ております。

**○丸山委員** 今、1校当たりに3人平均して行かれているということで確認してよろしいでしょうか。

**○山本学校支援監** 大規模校、中規模校、小規模校とありますので、平均して3人ぐらい行っているというふうに御理解いただくとありがたいと思います。

**○中野一則委員** きょうは、この説明だけでえらいたくさんの方がお見えですが、失礼ですけれども、教育事務所を経験されている方がこの

うち何人いらっしゃるんですか。7名——半数ぐらいの方が教育事務所を経験されているとお見受けしました。今回、前の説明があつてから、地元その他を含めて何人か話を聞きました。○Bの方、現職の方、それから教育事務所に詰めていらっしゃる家庭の方、総じて、大変教育事務所というところは忙しいところだというのがほとんどでした。また、以前から、教育事務所に行けば、非常に残業残業で大変だという話も聞いておりましたが、それを証明するような形になりました。それで、なぜそんなに多忙なんだろうかということで——中身はよくわからないんですけども——家族と夕飯は食べたことがない、いつも晩飯は家族が食べた後に帰って食べると、そういうことで家族団らんもないということでありました。ただ、みんな教育事務所に配置されたことで、プライドとかそういうこともあつてか一生懸命頑張つていらっしゃるわけですが、今回これを3つに統合して、指導主事を配置することで小中とも全課にわたって指導ができる体制にするというのがこの前の説明でありました。今現在、かなり多忙な教育事務所を3つにして、それを新たに充実するというだけでも、その中で実際は総体で12名の職員を減ずる。そしてまた指導主事も結果として4名が削減と。7つが3つになるわけですから、その所長も7人が3名になるわけですから、必然的に少なくなると思うのですけれども、しかし、大変仕事量が多い各部門、各事務所が3つに統合されて、その今の仕事がスムーズに行くのか。今忙しくて、残業に残業を重ねる部署が3カ所にまとまったということで、人も減るということで、その多忙な業務が果たしてスムーズに行くものだろうか。どこかでしわ寄せが来て、教育事務所としての仕事を

カットしていかれるんじゃないかなというふう  
に思うのですよね。そのことが、市町村の教育  
事務所にも聞きましたが、まあそんなことをし  
ていたら遠過ぎてということで、何も話を聞い  
てなかったという教育事務所もありました。そ  
して、これが将来どうなるのかという懸念の声  
も聞きました。非常に毎日多忙な教育事務所が、  
果たしてそういう仕事量が、中身の説明もあり  
ましたが、どこかおろそかになるのではないか  
なと、統合することで懸念を持つんですよね。  
そういうことは心配ないんでしょうか。

**○金丸総務課長** 今回の教育事務所の再編の私  
たちの一番の理由・背景は、今委員からもござ  
いましたけれども、各教育事務所の職員数が少  
ないというか、小さい規模になっているもので  
すから、全部の教科に対応する指導主事が配置  
されていないという問題がございます。これは  
課題であるというふうに認識しております。し  
たがいまして、それを7つを3つにすることによ  
って、1つの教育事務所の規模は膨らみます  
ので、そこに基本的に全部の教科に対応できる  
指導主事を配置する。そこで専門性を増してい  
きたいと。ひいては、市町村教育委員会、学校  
に対する指導力を増していきたいというふうに  
考えているところでございます。したがいまし  
て、今まで自分の専門以外の教科につきまして  
勉強していた指導主事の方々が、自分の専門分  
野について十分な指導ができるということで、  
距離が遠くなるというような問題は確かにござ  
いますけれども、今まで以上に質の高い業務が  
できるというふうに考えております。その多忙  
という面についても同じように、専門のことに  
集中できるということで、今まで以上に多忙感  
が増すというふうには考えていないところでご  
ざいます。

**○中野一則委員** 県内を3カ所にまとめること  
で、今距離感の話もされましたが、今まで教育  
事務所に市町村の教育事務所ないし各小中学校  
から逆にいろいろな形で相談に来るというケー  
スというのは多いんですかね。

**○山本学校支援監** 当然事務所は学校支援を  
担っている部分がたくさんありますので、市町  
村教育委員会に学校が相談をするときもござい  
ますし、人事等については、学校が市町村教育  
委員会を通して教育事務所に相談をする、また  
学校訪問等についても、教育事務所に学校から  
御相談があるということはよくあります。

**○横田委員長** 説明がありました内容について  
の質疑がありましたらお願いします。

**○丸山委員** ちょっと確認をさせてください。  
先ほど地教行法ができたのが昭和31年というこ  
とだったんですが、宮崎県が指導主事を置くよ  
うになったのはいつからだったのか。

**○金丸総務課長** 前回の常任委員会の際に教育  
事務所の今までの推移について申し上げまし  
た。昭和23年に市町村を指導する機関として、  
当時、「出張所」という名称でしたけれども、そ  
ういう機関が置かれております。このときに指  
導主事もあわせて置かれております。

**○丸山委員** 昭和23年に出張所というのは、ど  
ういう法律に基づいてできたのか。それまでな  
かったということでもよろしいんでしょうか。法  
律ができたのは昭和31年ということになると思  
うのですけど。

**○金丸総務課長** 地教行法は昭和31年でござい  
ますが、戦後、昭和23年に教育委員会法という  
法律がございました。

**○丸山委員** 今、教育委員会法というのはもう  
ないということなのか。こちらに移行されたとい  
うことでしょうか。

○金丸総務課長 現在、教育委員会法はございません。この地教行法に移行されております。

○丸山委員 正式に主張所から教育事務所になったのは昭和31年からというふうに理解してよろしいでしょうか。

○金丸総務課長 昭和23年に7つの出張所ができて、時間的に順番で申しますと昭和27年に7つが6つになっております。前回これは申し上げたかと思えます。そして、昭和37年に「出張所」が「教育事務所」に名称変更しております。そして、昭和42年に現在の7つの教育事務所体制になっております。

○丸山委員 法律は昭和31年で、正式に昭和37年に事務所に移られた経緯でどういう議論があったのか、わかっているとお伺いしたいと思います。

○金丸総務課長 今持ち合わせております資料では、昭和37年になぜ教育事務所になったかということまではわかりません。

○丸山委員 2ページの2の(2)イのほうなんですけれども、社会教育についての指導・助言と書いてあるんですが、以前、市町村に社会教育主事というのがいたんですけれども、そこで青年団活動を活発にやられた経緯もあるんですが、最近、社会教育主事というのが非常に少なくなっていて、それに伴って青年団活動等も非常に衰退し始めている。個々の活動がいっぱいあるからということも原因かもしれませんけれども、その辺の影響で社会教育主事なり指導主事なりがどういう形で今は活動されているのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○興梠生涯学習課長 社会教育主事について申し上げますと、県が実施しております社会教育や家庭教育に関する事業の地域での実施段階での進行管理だとか調整を行っておりますし、そ

れから、さまざまな社会教育団体の育成にかかわっております。なお、お話がありましたように、確かに市町村によりましては、社会教育主事を置いてないところがございますけれども、本来、社会教育法の中では、市町村にも社会教育主事を置くことが規定されております。以上です。

○丸山委員 今現在の社会教育主事の数と、10年前、20年前、どれぐらい変更があるかということがもしわかれば教えていただきたいのですが、わからなければ後からでも構いません。

○興梠生涯学習課長 ちょっと詳しいデータがございませんので、後ほどまた準備したいと思います。ただ、教育関係職員で申し上げますと、平成20年度、県に192名有資格者がおります。学校の校長・教頭とか含めてでございますけれども。それから、市町村におきましては、20年度ですが、17の市町村で社会教育主事が未設置になっております。以上でございます。

○金丸総務課長 先ほどの御質問の中で、市町村の指導主事に対しての交付税措置の話がございました。これにつきまして、若干訂正なんです。地教行法の改正を受けまして、文科省のほうでは、19年度の地財要求の中で市町村への職員増の要求を行いまして、それを受けまして総務省と財務省との間で折衝が行われたという経緯があるようでございます。その中で、交付税措置をどうするかということが議論されまして、市町村においてその当時地財措置をされている職員がいましたけれども、その指導主事以外の職員に係る地財措置を減らすということで対処するというような決定がなされているようでございます。すなわち、市町村教育委員会の職員を合理化していく中で必要な財源を捻出す

べきだというような整理がなされているよう  
ございます。

○丸山委員 簡単に言うと、市町村の教育委員  
会の定員の中でやってくださいねというよう  
なことを国のほうは言ってきているという  
ことでよろしいでしょうか。

○金丸総務課長 そのような理解でよろしい  
と思います。

○横田委員長 それでは、以上をもちまして  
委員会を終了いたします。

午後2時8分閉会